

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金 (10万円/1世帯) のご案内

受給には手続きが必要です

支給対象と申請の手続き

横浜市で支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯の世帯主)

① 非課税世帯

令和3年12月10日時点で
横浜市に住民登録があって
世帯全員の令和3年度※
「住民税均等割が非課税」
の世帯

※令和2年1月1日から令和2年12月31日の
間に得た収入が対象

② 家計急変世帯

申請日時点で横浜市に住民
登録があって新型コロナ
ウィルス感染症の影響で
令和3年1月以降の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯

【さらに】世帯全員が住民税が課税されている方の扶養親族等のみで構成されていない
他都市を含め、世帯内に、本給付金を支給された方がいない

A 確認書(申請書)が届きます(要返送)

世帯の全ての方が
令和3年1月1日以前から
横浜市にお住まいの場合

郵送で確認書(申請書)が届きます。
必要事項をご記入の上、ご返送ください。

申請書を提出してください

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「②」へ

または

B 申請書を提出してください

世帯の中に令和3年1月2日以降に
市外から転入してこられた方がいる
場合

横浜市ウェブサイトからダウンロード、
または区役所等で書類を受け取り、
申請書を郵送で提出してください。

詳しくは裏面「①」へ

給付金の支給額

1世帯あたり10万円(支給は1回のみ)

申請期限(必着)

令和4年9月30日(金)

横浜市 住民税非課税 給付金 [検索](#)



給付金の申請手続き

① 令和3年度住民税均等割が非課税の世帯

A

世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの場合

- 対象世帯の世帯主の方へ、支給内容や確認事項が書かれた確認書(申請書)が**郵送で届きます**。
- 必要事項を記入し、添付書類と一緒に、専用の返信用封筒で**返送**してください。



B

世帯の中に、令和3年1月2日以降に横浜市へ転入してこられた方がいる場合

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。
(令和3年度の住民税課税地が横浜市ではないため、申請をお願いします。)

※令和3年1月1日以前から横浜市にお住まいの方でも、世帯構成に変更があった場合は、確認書(申請書)が届かない可能性がありますので、個別にお問合せください。

② 家計急変世帯(新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯)

- 申請書類は、横浜市ウェブサイトからダウンロード、または、お近くの区役所等で**お受け取り**ください。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に**郵送**してください。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準*以下であることを指します。なお、収入で要件を満たさない場合は、1年間の所得で判定します。

*《一例》单身又は扶養親族がいない場合：給与収入100万円以下、配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：給与収入156万円以下

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

お問合せ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター
(制度についてのお問合せ)

0120-526-145

受付時間：9：00～20：00 ※土日祝含む

横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター

0120-045-320

受付時間：9：00～19：00 ※土日祝含む

※受付日時は変更することがあります。

FAX番号：0120-303-464

(耳の不自由な方のお問合せ用FAXです)

申請サポート窓口(各区役所)

各区役所に、申請手続きをサポートする窓口を設置しております。

受付時間：月～金曜日：9：00～17：00 ※受付日時は変更することがあります。

